

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針）

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-5
提出年月日	令和5年5月22日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付7-8	図2について、防潮堤より海側の津波水位について修正しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付7-9,12	記載統一のため以下のとおり修正しました。  （旧）また、1号及び2号炉建設時において～ （新） <u>なお</u> 、1号及び2号炉建設時においては、～	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付31-3	図2について、1号及び2号炉取水系断面図の防潮堤より海側の津波水位について修正しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付31-4	明確化のため、記載を以下のとおり修正しました。  （旧）1号及び2号炉の原子炉補機冷却海水ポンプの取水機能～ （新） <u>通常時の</u> 1号及び2号炉の原子炉補機冷却海水ポンプの取水機能～	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付31-5	記載統一のため以下のとおり修正しました。  （旧） <u>また</u> 、1号及び2号炉建設時において～ （新） <u>なお</u> 、1号及び2号炉建設時においては、～	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付31-6～9	取水路に対して、通常状態や点検時の原子炉補機冷却海水ポンプの台数や流量を整理して記載しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付31-10	記載統一のため以下のとおり修正しました。  （旧）1号及び2号炉建設時において～ （新）1号及び2号炉建設時においては、 <u>は</u> 、～	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付31-10	取水路最大流量のケーススタディの結果から、記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）※1 原子炉補機冷却海水ポンプ（1,900 m <sup>3</sup> /h≒0.5 m <sup>3</sup> /s）は号炉あたり4台、取水路1条あたり2台が設置されているため、 <u>4</u> 台運転時の取水路1条あたりの流量は0.5 m <sup>3</sup> /s×2台=1.0m <sup>3</sup> /sとなる。 （新）※1 原子炉補機冷却海水ポンプ（1,900 m <sup>3</sup> /h≒0.5 m <sup>3</sup> /s）は、 <u>取水路1条あたり2台が設置されているため、2</u> 台運転時の取水路1条あたりの流量は0.5 m <sup>3</sup> /s×2台=1.0m <sup>3</sup> /sとなる。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付31-18	<p>流路縮小工が3号炉の津波防護設備であることを踏まえ、以下の記載を適正化しました。</p> <p>（旧）流路縮小工については、津波防護施設としての機能並びに1号及び2号炉の取水機能を維持していくため、保安規定に紐づく社内規定で定める保全計画に基づき、適切に管理していく。 具体的には、<u>取水路については、特別な保全計画に基づき～</u></p> <p>（新）流路縮小工については、<u>3号炉の津波防護施設としての機能並びに1号及び2号炉の取水機能を維持していくため、保安規定に紐づく社内規定で定める保全計画に基づき、適切に管理していく。</u> 具体的には、<u>3号炉の津波防護施設として点検計画に基づき、3号炉の保全サイクルに従って1号及び2号炉の取水路について～</u></p>	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付31-33	<p>以下の誤記を修正しました。</p> <p>（旧）添付資料31の<u>3. (3)</u> （新）添付資料31の<u>5.</u></p>	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付31-48	<p>取水路最大流量のケーススタディの結果から、記載を適正化しました。（下線部参照）</p> <p>（旧）※1 原子炉補機冷却海水ポンプ（1,900 m<sup>3</sup>/h≒0.5 m<sup>3</sup>/s）は<u>号炉あたり4台</u>、取水路1条あたり2台が設置されているため、<u>4台</u>運転時の取水路1条あたりの流量は0.5 m<sup>3</sup>/s×2台=1.0m<sup>3</sup>/sとなる。</p> <p>（新）※1 原子炉補機冷却海水ポンプ（1,900 m<sup>3</sup>/h≒0.5 m<sup>3</sup>/s）は、<u>取水路1条あたり2台</u>が設置されているため、<u>2台</u>運転時の取水路1条あたりの流量は0.5 m<sup>3</sup>/s×2台=1.0m<sup>3</sup>/sとなる。</p>	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付31-60	<p>当該項目は漂流物に関する項目のため、記載の適正化しました。</p> <p>（旧）通常時の漂流物・浮遊砂の閉塞による取放水機能への影響 （新）通常時の漂流物の閉塞による取放水機能への影響</p>	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-3	<p>図2について、1号及び2号炉放水系断面図の防潮堤より海側の津波水位について修正しました。</p>	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-6	<p>1号及び2号炉放水路の点検時期について明確化しました。</p> <p>（旧）1号及び2号炉の放水路の至近の定期点検時における調査結果では、前回定期点検後から～ （新）1号及び2号炉の放水路の至近の定期点検（2023年2月）時における調査結果では、前回定期点検（2021年2月）後から～</p>	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-8	<p>逆流防止設備で想定している故障モードに対し、設計上の考慮事項について参考4で検討した内容を抽出し記載を追加しました。</p>	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-10	<p>放水路の平面図について、1号炉と2号炉の関係がわかるよう図の適正化を行いました。また、循環水ポンプ停止時の断面図も追加しました。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-11	記載統一のため以下のとおり修正しました。  （旧）1号及び2号炉建設時において～ （新）1号及び2号炉建設時においては、～	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-11～15	放水路に対して、通常状態や点検時の原子炉補機冷却海水ポンプの台数や流量を整理して記載しました。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-16	記載統一のため以下のとおり修正しました。  （旧）1号及び2号炉建設時において～ （新）1号及び2号炉建設時においては、～	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-17	以下の記載の適正化を行いました。（下線部参照）  （旧）逆流防止設備設置前の水深約0.3mから、約1.2m上昇する。 （新）逆流防止設備設置前の水深約0.29mであるから、1.21m上昇する。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-17	放水路最大流量のケーススタディの結果から、記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）※1 放水路は号炉あたり2条設置されており、原子炉補機冷却海水ポンプ（1,900 m <sup>3</sup> /h÷0.5 m <sup>3</sup> /s）4台運転時の放水路1条あたりの流量は0.5 m <sup>3</sup> /s×2台=1.0m <sup>3</sup> /sとなる。 （新）※1 放水路は号炉あたり2条設置されており、原子炉補機冷却海水ポンプ（1,900 m <sup>3</sup> /h÷0.5 m <sup>3</sup> /s）2台分の流量が放水路1条に流れるため放水路1条あたりの流量は0.5 m <sup>3</sup> /s×2台=1.0m <sup>3</sup> /sとなる。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-21	逆流防止設備が3号炉の津波防護設備であることを踏まえ、以下の記載を適正化しました。  （旧）逆流防止設備については、津波防護施設としての機能並びに1号及び2号炉の放水機能を維持していくため、保安規定に紐づく社内規定で定める保全計画に基づき、適切に管理していく。 具体的には、放水路については、特別な保全計画に基づき～ （新）逆流防止設備については、3号炉の津波防護施設としての機能並びに1号及び2号炉の放水機能を維持していくため、保安規定に紐づく社内規定で定める保全計画に基づき、適切に管理していく。 具体的には、3号炉の津波防護施設として点検計画に基づき、3号炉の保全サイクルに従って1号及び2号炉の放水路について～	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-33	1号及び2号炉放水系断面図の防潮堤より海側の津波水位について修正しました。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-54	下記内容について本文の記載と相違がありましたので修正しました。  （旧）定期的な作動検査によりフラップゲートの軸が固着していないことを～ （新）定期的カメラによりフラップゲートの軸が固着していないことを～	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.19）	5条-別添1-添付32-55	当該項目は漂流物に関する項目のため、記載の適正化しました。  （旧）通常時の漂流物・浮遊砂の閉塞による取放水機能への影響 （新）通常時の漂流物の閉塞による取放水機能への影響	